

心と体の影響について

【被害者の方へ】

犯罪の被害により重いストレスにさらされると心身に次のような反応があらわれることがあります。大きなショックの後では誰にでも起こるごく当たり前の反応です。

○ このようなことはありませんか？

- 眠れない、食欲がない
- イライラする
- 自分が悪かったと思う
- 感情が分からない
- やる気が起きない
- 突然、事件の光景がよみがえる



つらいとき・泣きたいとき、自分の感情を素直に表現することが回復の第一歩です。

- 自分を責めないでください。悪いのは犯人です。
- いつもどおりにできなくても、あせらず無理をせず、できるだけゆったりと過ごしましょう。少し落ち着いてきたら、少しずつでもいつもの生活リズムを取り戻せるよう無理のない範囲でやってみてください。

【被害にあった子どもへの接し方】

子どもが被害にあった場合、次のような症状が起こりやすくなります。

- 怒ったり、泣きわめいたりする。
- 一人で眠れないなど、甘えが強くなる。
- まとまりのない話や奇妙な作り話をする。
- 遊びの中で、被害を再現する。
- 性被害の場合、性的な行動について話すようになったり、性に関心を持ち始めたりする。

↓ そんなときには

- ◎ 子どもの言うことを信じてあげてください。
- ◎ できる限りいつもどおりに接してあげてください。
- ◎ 子どもの話をゆっくり聴いてあげてください。
- ◎ 子どもを問い詰めないでください。
- ◎ 子どもを安心させてあげてください。



被害相談窓口



【外国の方に対する支援】

■ 熊本県外国人サポートセンター

熊本県にお住まいの外国人の方が快適な生活を送れるよう、日本語・英語・中国語・韓国語・スペイン語等の19か国語で必要な情報を提供したり、相談に応じています。

詳しくは、熊本県外国人サポートセンターホームページ又は080-4275-4489にお問い合わせください。

■ 福岡出入国在留管理局 熊本出張所

外国人人身取引被害者やその他の被害者等からの相談に対して、在留期間の更新などの手続に係る案内等を行っています

詳しくは、福岡出入国在留管理局 熊本出張所

(096-362-1721)にお問い合わせください。

【警察の相談窓口】

- 犯罪被害の支援に関する相談（犯罪被害者支援室）
096-381-0110（内線 2193～2195）
- 性犯罪被害に関する相談「性被害相談電話」（捜査第一課）
0120-8343-81（携帯電話不可）又は096-384-1254
性犯罪被害相談電話（全国统一番号）「#8103」（ハートさん）
- 少年問題に関する相談「肥後っ子テレホン」（肥後っ子サポートセンター）
0120-02-4976（携帯電話からは不可）
096-384-4976
- ストーカー・DVに関する相談（人身安全対策課）
096-381-0110（内線 3434／3436）
- 警察に対する各種相談（警察安全相談室）
096-383-9110（プッシュホンからは#9110）

【あなたの担当者は】 ～いつでもお気軽にご相談ください～

熊本県 警察署 課 係

氏名

電話番号

— —
(内線)



支援の手引き



熊本県警察

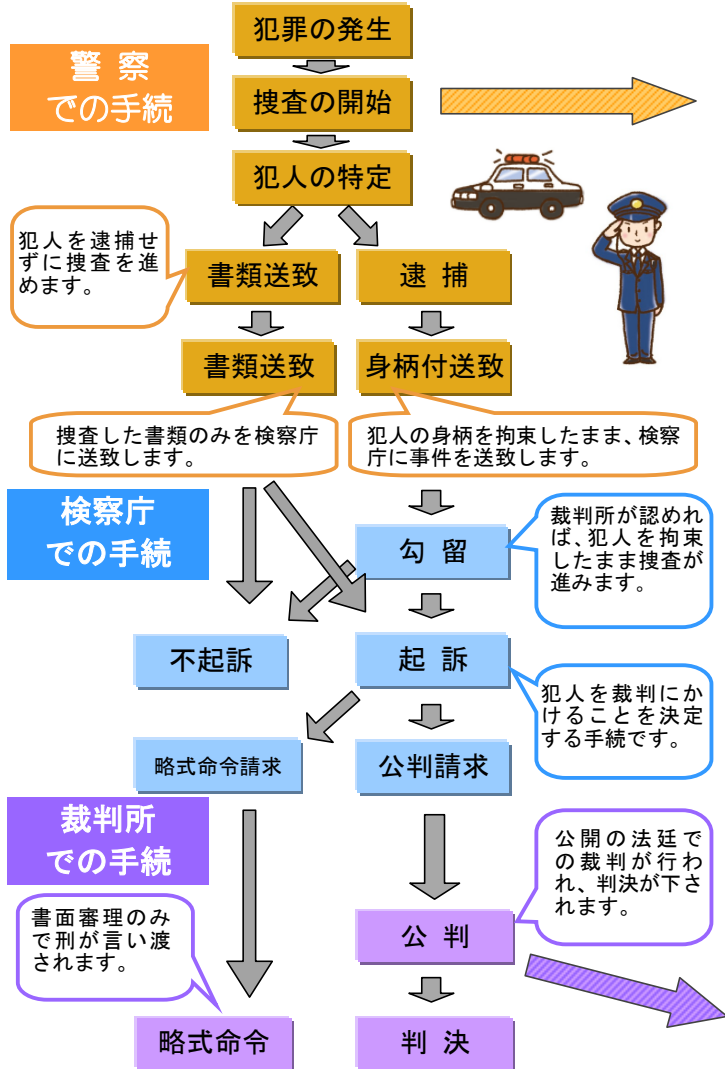
はじめに

このリーフレットでは、捜査の手続や御協力いただくこと、心と体の影響、被害者等が利用できる制度、各種相談窓口等についてご案内します。少しでもあなたのお役に立つことができれば幸いです。



刑事手続の流れ

※ 犯人が少年の場合は手続が異なります。



被害者等に御協力いただくこと

【事情聴取】

犯行の状況や犯人の様子などについて詳しく事情をお聞きします。思い出したくないことや辛いこともあるかもしれませんが、犯人を検挙して事件を解決するために必要なことです。



【証拠品の提出】

被害時に着ていた服や持ち物を証拠品として提出していただくことがあります。犯罪の立証に必要な手続です。保管の必要がなくなれば、速やかにお返しします。



【実況見分等への立会い】

犯行の現場等を確認する際に立会いをしていただくことがあります。時間がかかることもありますが、事実の解明や犯罪を証明するために必要な場合に行うものです。

【病院での診察】

性犯罪の場合、犯人のDNA採取や緊急避妊等の措置のため、婦人科のある病院で診療を受けてもらうことがあります。費用の一部は警察で負担できる場合があります。

【公判への出廷】

犯人が起訴されると裁判所で裁判が始まり、証人として出廷を求められることがあります。

警察で行っている支援制度

※ 原則として、一定の重大な犯罪や死亡事故・ひき逃げなどの重大な交通事故の場合に適用されます。(除外規定あり)

【被害者支援要員制度】

被害者等の負担を軽減するため、指定された職員が次のような支援活動を行います。

- 事情聴取、病院等への付添い
- 捜査の流れ等の説明
- 各種相談への対応
- 関係機関・団体の紹介や引継ぎ

【再被害防止制度】

再び被害にあうおそれがある被害者等を「再被害防止対象者」に指定し、助言や指導、パトロール強化等を行うことで再被害の防止に努めています。もし、生命・身体に危害を加えられるおそれがある場合には、迷わず警察へ相談してください。



【公費支出制度】

被害者等の経済的・精神的負担の軽減を図るため、一定の条件下で次のような費用を公費で負担する制度があります。

- ご家族を亡くされた方 → 死体検案書料、解剖死体搬送料
 - 犯罪で怪我を負われた方 → 診断書料(1か月以上の重傷)
 - 性犯罪の被害にあわれた方 → 初診料、緊急避妊措置料等
- ※ 適用には一定の要件がありますので、詳しくは担当の警察職員にお尋ねください。

犯罪被害給付制度

【犯罪被害給付制度とは】

故意の犯罪行為によって御家族を亡くされた御遺族、重大な負傷又は疾病を負ったり、後遺障害が残った被害者に対して、他の公的給付や加害者から十分な損害賠償を受けることができなかった場合に、国が一時金として給付金を支給する制度です。ただし、親族間の犯罪や原因が被害者にもあるような場合などには、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

外国人であっても、原因となる犯罪行為が行われた時に日本国内に住所を有していた人については支給の対象となります。

【給付金の申請について】

申請は、申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に行うことになります。申請を行う場合は、警察本部の犯罪被害者支援室に申請書と必要書類を提出してください。一部の除を除き、犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は発生した日から7年を経過した場合には申請できませんのでご注意ください。

※ 詳しくは、
熊本県警察本部
犯罪被害者支援室
096-381-0110(内線 2194)
へお問い合わせください。

